

2023年（令和5年）4月21日

〒101-8621

東京都千代田区外神田2丁目18番8号

株式会社共立メンテナンス 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206

金沢市北寺町へ9番地3

TEL：076-254-6733

（連絡先）中澤法律事務所

弁護士 中澤彰孝

〒920-0022

金沢市北安江四丁目18番13号

TEL：076-210-5010

FAX：076-210-5020

（土日祝日を除く：9：00～17：00）

申入書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ及びお問合せを致します。つきましては、本申入れ等に対する貴社のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れ等に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れ等に関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社が遂行する事業であるドリーインホテル経営事業における、ドリーインホテル宿泊約款（以下「本件約款」といいます。）第14条4項は、不正駐車によって生じた使用料相当損害額に限定した記載に改定する
- 2 本件約款第16条3項は削除するとの各対応を求めます。

第2 申入れの理由

1 本件約款第14条4項について

(1) 問題の所在

本件約款14条4項は、駐車場内における不正駐車が発見された場合、当該不正駐車を行った者へ3万円の損害賠償又は使用料の請求をするといった内容の規定になっております。

この点、不正駐車がなされた場合の金員請求の法的根拠を損害賠償請求であると解する場合、その損害賠償の範囲はいわゆる実損部分に限定されるものと理解されております。

また、この金員請求の法的根拠を駐車場使用契約に基づく使用料請求権と解した場合も、一般に短期間かつ一度の駐車において3万円もの著しく高額な金員を請求することは暴利行為であると考えられます。

これらより、本件約款14条4項は消費者契約法10条により無効であると解されます。

(2) 申入内容

本件約款14条4項はこれらの問題点があるものと思料されました。もっとも、不正駐車という事態は許されるべきものではなく、当該事態への対処につき貴社においても相応の悩みがあることは推察されます。

そこで、当法人としては、現在の記載につき、不正駐車によって生じた損害部分につき使用料相当損害額に限定して請求を行うという趣旨での規定に改定いただくのが適切であると考えております。

2 本件約款第16条3項について

(1) 問題の所在

本件約款第16条3項は、宿泊客がホテルへ預けずに持ち込んだ物件につき、ホテルの故意又は過失によって滅失・毀損等の損害が生じた時にその賠償額の範囲を5万円に限定するものです。

この点、消費者契約法8条1項2号によれば、貴社ホテルにおいて宿泊客の持ち込んだ物件を故意又は重過失により滅失・毀損等させた場合に生じる損害については、その損害賠償を一部であっても免除することは

許されません。

また、貴社ホテルにおいて宿泊客の持ち込んだ物件を過失（重過失は除く）に基づき滅失・毀損等させた場合に生じる損害についても、原則として当該発生した損害額を賠償すべきであり、少なくとも金額が5万円を上限としてこれを超える部分につき一切の損害賠償の免責がなされるとするものは消費者契約法10条によりやはり許されないというべきです。

これらのおり、本件約款16条3項は消費者契約法8条1項2号及び同法10条により無効であると解されます。

(2) 申入内容

本件約款第16条3項はこれらの問題があると思料されました。

については、同規定は削除されるべきものと考えております。

5 まとめ

以上のおり、当法人は、本件約款における2点につき、1点は規定の改定を、1点は規定自体の削除が相当であると考え、貴社に対して前記申入趣旨記載の内容を求める申し入れを行う次第です。

以上のおり、当法人は貴社に対して申入れ致しますので、御対応及びご回答の程、どうぞよろしくお願い致します。

以 上